

新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止（第9条・第10条）

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第11条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的
人権を享有するかけがえのない個人としての尊厳が重んぜられ、相互に人格と
個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らしていける社会の実現は、
県民の願いである。

平成26年に国が批准した障害者の権利に関する条約は、障害者の人権及び
基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的
としており、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

国においては、条約の批准に先立ち、障害者基本法の改正、障害を理由とす
る差別の解消の推進に関する法律の制定等の法整備が行われ、さらに、障害を
理由とする差別の解消の推進に関する法律については、事業者による合理的配
慮の提供を義務付ける等の改正が行われ、令和6年に施行された。

このような状況の中、本県では、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの人
格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指し、取り
組んでいるところであるが、障害や障害者に対する理解が十分でなく、障害を
理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為がなくなる状況である。

私たちは、改めて条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が受ける制限や差別が、社会における様々な障壁（バリア）によって生じるものであることへの理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もが分け隔てなく社会に受け入れられる包摂（インクルージョン）の考え方に基づく取組を推進していかなければならない。

ここに、障害の有無にかかわらず全ての県民が自分らしく生きることができ、共生社会の実現に向け、誰もがまず共に育ち、学び、県民一人一人が障害や障害者についての理解をより深め、障害を理由とする差別を解消するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令（新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）、新潟県手話の普及等の推進に関する条例（平成29年新潟県条例第55号）その他の障害者に関する施策に係る条例を含む。）と相まって、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心

身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮を行わないことをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財産、サービス若しくは各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所若しくは時間帯等を制限する若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付すること等により、障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的配慮 障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることを認識することができる場合において、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する主体としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保さ

れ、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

- (3) 全ての障害者が、不当な差別的取扱いを受けることなく、また、必要な合理的配慮が行われ、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (4) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思決定について必要な支援が受けられること。
- (5) 障害のあるこどもが、保育や教育の場で分け隔てられることなく、一人一人の個性に応じた適切な支援が受けられるとともに、地域社会に包摂されることにより、全てのこどもが障害の有無にかかわらず、個性を尊重され、身近な地域で共に育ち、学び、成長できること。
- (6) 全ての県民及び事業者が、障害及び障害者についての理解を深めること。
- (7) 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、それぞれの責務を果たすとともに、社会全体で取組を推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(国及び市町村との連携等)

第5条 県は、国及び市町村と連携して、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むものとする。

2 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む場合には、市町村の求めに応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

る。

(県民等の責務)

第6条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者についての理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、それぞれの事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施についての施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(啓発活動)

第7条 県は、障害を理由とする差別の解消について県民等の関心と理解を深め、社会的障壁が解消されるよう、障害を理由とする差別に係る具体例を示すなど、必要な啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(不当な差別的取扱い)

第9条 何人も、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(合理的配慮)

第 10 条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者及びその家族その他の関係者との建設的な対話を通じて、合理的配慮を行わなければならない。

2 県民は、前項の合理的配慮に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

第 3 章 障害を理由とする差別を解消するための体制

(相談)

第 11 条 県民等は、県に対し、次に掲げる相談（以下「差別相談」という。）をすることができる。

(1) 障害を理由とする差別に関すること。

(2) 障害者に対する障害に関する言動であって、当該障害者に不快の念を起こさせるものに関すること。

2 県は、差別相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 相談者及び関係者に対し、情報提供、助言及び調整を行うこと。

(2) 第 15 条の規定によるあっせんの申立てを支援すること。

3 差別相談に係る関係者は、正当な理由がある場合を除き、県が行う前項各号に掲げる措置について協力するものとする。

(相談機関)

第 12 条 県は、県民等に対し、県内における差別相談に応ずる機関（以下「相談機関」という。）を周知するものとする。

2 県は、県が設置する相談機関のうち中心的な役割を果たす障害者権利擁護

センター（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 36 条第 1 項に規定する障害者権利擁護センターをいう。以下同じ。）において、前条第 2 項各号に掲げる措置に関する事務（以下「相談支援」という。）のほか、他の相談機関に対する専門的及び技術的な援助を行うものとする。

（地域相談員との連携）

第 13 条 地域相談員（次に掲げる者をいう。）は、差別相談があったときは、障害者権利擁護センターに対し、第 11 条第 2 項各号に掲げる措置を求めることができる。

- （1）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 12 条の 3 第 1 項の規定により委託を受けた同条第 3 項に規定する身体障害者相談員
- （2）知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定により委託を受けた同条第 3 項に規定する知的障害者相談員
- （3）前 2 号に掲げる者のほか、精神障害者をはじめとする障害者及びその家族その他の者であって、障害を理由とする差別の解消に関する熱意及び識見を有し、市町村から委託を受けて障害者及びその家族その他の関係者から相談を受けている者

（広域専門相談員）

第 14 条 知事は、第 12 条第 2 項に規定する相談支援並びに他の相談機関に対する専門的及び技術的な援助に係る業務を適正かつ確実に行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

2 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場において、誠実にその業務を行わ

なければならない。

- 3 広域専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(あっせんの申立て)

第 15 条 障害者及びその家族その他の関係者は、事業者による障害を理由とする差別に係る事案について、県による相談支援を経てもなお解決することが期待できないと見込まれる場合は、知事に対し、当該事案を解決するために必要なあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。ただし、障害者の家族その他の関係者は、障害者本人の意思に反することが明らかなきは申立てをすることができない。

(協議会によるあっせん)

第 16 条 知事は、前条の規定による申立てを受けた場合において、必要があると認めるときは、法第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）に対し、当該事案を解決するためのあっせんを行うよう求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、あっせん部会を設置し、あっせんに係る事務を行わせるものとする。
- 3 協議会は、第 1 項の規定によるあっせんの求めがあったときは、当該事案を解決するため、あっせんを行うものとする。ただし、協議会が、当該事案の性質上あっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(勧告)

第 17 条 協議会は、前条第 3 項の規定によるあっせんを行った場合において、

当該事業者が、正当な理由なく当該あつせんに従わないときは、知事に対し、事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 18 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、当該勧告の内容を公表することができる。

(施行の状況の把握等)

第 19 条 県は、毎年度、差別相談に係る事例を分析するとともに、この条例の施行の状況を把握し、その結果を公表する。

- 2 協議会は、障害を理由とする差別の解消に関し必要な事項について、知事に対して意見を述べることができる。
- 3 県は、前項に規定する意見を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。